

新居浜市立中学校に係る部活動の方針

平成30年8月策定
新居浜市教育委員会

1 はじめに（方針策定等の趣旨）

学校における部活動は、スポーツ・文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、日本のスポーツ・文化振興を支えてきた。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも生徒の多様な学びの場として、部活動のもつ教育的意義は大きく、生徒の人間形成の基盤づくりに重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、過度な練習によるスポーツ障害やけがの発症、燃え尽き症候群（バーンアウト）による意欲の喪失、部活動が中心となったゆとりのない生活等、生徒の心身の健全育成に支障をきたすといった生徒自身の問題が生じてきている。また、教師においても勤務時間の増大や、授業準備や教師自らの専門性を高めるための研修の時間等の確保が困難となるといった働き方の問題が生じていることも事実である。

そのような中、平成30年3月にはスポーツ庁より、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という）が策定され、平成30年6月には愛媛県より「運動部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」という）が通知され、運動部活動の在り方について抜本的な改革の必要性が明らかとなった。

そこで、新居浜市においては、平成29年11月から部活動の休養日について通知をおこなったところであるが、さらに、部活動が本市の中学校生徒にとって今まで以上に、健全な成長を支え、生涯を通してバランスのとれた豊かなスポーツ・文化ライフの実現につながるとともに、教師の業務負担軽減にも資するよう「新居浜市立中学校に係る部活動の方針」を策定した。

これを受けて、部活動が組織的な教育活動として、活動計画等を生徒に示し、共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動となるよう、各学校においても計画の策定を求めるものである。

なお、現在スポーツ庁から示されている国のガイドライン及び愛媛県から通知されている県の方針は、運動部を対象としたものであるが、新居浜市の本方針は、平成29年10月通知の「部活動休養日の設定」と同様に、運動部・文化部及び学校が主体となって行うスポーツ・文化活動（駅伝や朝練等）全般についての方針とする。

2 部活動の学校運営上の留意事項

学習指導要領にも示されているように、部活動は、教育活動の一環として行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等といった教育的意義が大きいものである。

これら部活動のもつ意義を踏まえながら、新居浜市の中学生に未来を生き抜く力を育み、バランスのとれた豊かな学校生活の実現につながる部活動となるよう体制整備を行っていかなければならない。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。(中学校学習指導要領総則第1章第5の1ウより抜粋)

3 新居浜市における部活動の体制整備

(1) 指導・運営に係る体制の構築

部活動指導員配置促進事業等を活用し、必要に応じて、部活動指導員を任用し、配置する。

(2) 学校への支援

学校における部活動が合理的で効率的・効果的な活動となるよう、活動計画様式を作成するなどの支援を行う。

4 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の活動方針の策定

校長は、本方針に則り、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

(2) 活動計画の作成

部活動顧問は、校長が作成した「学校の部活動に係る活動方針」を基に、活動計画を作成し、校長の承認を得ること。なお、活動計画に変更があった場合は、必ず校長に報告すること。

(3) 部活動の活動方針等の公表

校長は、策定した活動方針等について学校だよりや学校のホームページ等により公表する。

5 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、次の点に留意し、適切な指導を行う。

ア 心身の健康管理

生徒と十分にコミュニケーションを図り、心身の健康状態等の把握を随時行うとともに、生徒が自分自身の健康状態等の把握を行うなど、自己管理能力の育成に努める。

イ 安全管理の徹底

活動場所における施設・設備の点検等を行い、安全管理の徹底を図る。また、熱中症については、こまめな水分・塩分の補給や十分な休息時間の設定等、事故防止に向けた対策を実施する。

安全管理の研修については、教職員対象の救命救急講習を実施し、万一事故が起こった場合の迅速な対応の対処方法について研修を実施する。また、生徒対象にもAEDの使い方をはじめとする救急法についての学習を計画的に実施する。

ウ 体罰・ハラスメントの根絶

セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントをはじめとする生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないと認識し、誠実な指導を行う。

エ 休息時間の設定

運動部の指導においては、練習の効果を高め、スポーツ障害やけがの発症を未然に防止するために、適切な休息時間を設定しながら、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 部活動指導力の向上

部活動顧問は、常に合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導力の向上に努める。また、校長は、部活動指導力向上の研修会等を開催するなどして、組織をあげて指導力向上に努める。

6 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

ア 学期中

学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。平日は少なくとも1日を休養日として設定する。曜日については、各学校で決める。土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日として部活動ごとに設定する。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他

の日に振り替える。

イ 長期休業中

長期休業中は、週当たり2日以上 of 休養日を設定する。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定の休養期間（オフシーズン）を設定する。

(2) 活動時間

学校における通常の練習における1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

また、近年の気候変動に伴う暑熱環境の悪化等を踏まえ、気象情報等には常に留意し、活動場所、時間について十分な配慮を行う。さらには、熱中症等の事故防止の観点から活動の中断・延期・中止を含めた適切かつ柔軟な対応を行うこととする。

7 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

校長は、部員の減少等により、単一の学校で特定の競技の運動部を設けることができない場合は、中学校体育連盟の規程に則り、複数校合同チームの編成について検討すること。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、教育上の意義や生徒にとって過度な負担とならないこと等を考慮して、参加する大会・コンクール等を承認する。

9 終わりに

部活動は、新居浜市の中学生にとって健全な成長を促すうえでなくてはならないものであり、共に汗を流すことによって生まれる一体感や目標を成し遂げることによって生まれる達成感は、貴重な経験であり、中学校時代のかけがえのない思い出となってきた。

しかし、一方で過度な練習によるスポーツ障害の発症や燃え尽き症候群による意欲の喪失などが起こっていたことも事実である。

今回の部活動の在り方の見直しにより、部活動も組織的な教育活動として学校も生徒も見通しをもって計画的に活動し、よりよい改善を加えていくPDCAサイクルによる部活動が営まれことになる。

本方針が、未来を生き抜く新居浜市の子どもたちが、生涯にわたり、バランスのとれた豊かなスポーツ・文化生活を実現するための礎となるよう切に願う。